

地域福祉活動支援助成事業募集要綱

1. 目的

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域に暮らす人々が共にたすけあい、身近な課題（困りごと）を抱える人に気づき、共有し、解決にむけた活動やネットワークづくりなどの地域福祉活動を支援する。併せて、共同募金運動の社会的な役割の周知及び募金への協力と理解に資することとする。

2. 対象団体

対象の団体は、次の（１）と（２）を満たす団体とする。

- （１）町内会、地区民生委員児童委員協議会、単位高齢者クラブ、赤十字奉仕団等、その他いちき串木野市社会福祉協議会長が認める団体
- （２）共同募金の趣旨について理解し、共感し、共同募金運動に積極的に参画し推進する団体

3. 対象活動

対象活動は、次のとおりとする。

- （１）高齢者・障害者支援活動（孤立しがちな高齢者や障害者の居場所づくりや外出機会の創出等、例：ひとり暮らし高齢者等のサロン活動、見守り支援活動）
- （２）災害を想定した赤十字奉仕団等による非常炊出し訓練等

次の活動は助成対象としない。

- （１）重複する他の補助金や公的助成金を受ける事業
- （２）政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした事業
- （３）福祉を目的としない事業

4. 対象経費

助成による活動に要する経費（団体の維持・運営のための費用ではなく、助成の対象となった活動を実施するうえで必要な経費）

材料費、食材費、講師謝金、消耗品費等とし、原則、仕出弁当は認めない。

5. 助成金限度額 事業費の 10/10 以内で上限 20,000 円以内（千円未満切捨て）

6. 事業実施期間 毎年 4 月 1 日以降から予算が上限に達した時点まで

7. 申請手続き

申請を希望する団体は、事前に助成金申請書と添付書類をいちき串木野市

（裏面あり）

社会福祉協議会長に提出する。

8. 選考方法・結果通知

いちき串木野市社会福祉協議会長の選考に基づき、その都度、選考結果を通知する。

9. 事業完了報告・助成金交付

助成決定を受けた団体は、その後事業に着手し、事業が完了したら助成事業実績報告書兼請求書に添付書類を添え、いちき串木野市社会福祉協議会へ提出する。助成事業実績報告書兼請求書を受取り適正な事業実施を確認後、1 か月以内に助成金を交付する。

ただし、事業実績が当初の目的を達成していない場合や助成金の使途が不適切な場合などには、助成額を減額、または返還を求めることできる。

活動内容について、社協だよりや社会福祉協議会ホームページで掲載する。

附 則 令和4年4月1日から施行する。

附 則 令和7年4月1日から施行する。(①2. 対象団体に赤十字奉仕団を追加、②3. 対象活動に(2)災害を想定した赤十字奉仕団等による非常炊出し訓練等を追加)